

大阪公立大学工業高等専門学校職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 112

最近改正 令和 4. 3. 31 規程 422

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第 4 項に定める給料表その他の切替えに係る措置のうち、給料表の切替えについて定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本法人 公立大学法人大阪をいう。
- (2) 教職員 大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 2 条第 1 項に規定する教職員のうち、就業規則第 56 条第 2 号に掲げるもの(大阪公立大学工業高等専門学校職員の再雇用に関する規程の適用を受ける者を除く。)をいう。
- (3) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (4) 旧高専就業規則 (旧)大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則をいう。
- (5) 旧高専給与規程 (旧)大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程をいう。
- (6) 高専承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧府大法人に在職し、合併前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により公立大学法人大阪に身分を承継されたものをいう。
- (7) 高専区分教職員 給与規程が適用される教職員で前号を除くものをいう。

(切替えの実施)

第 3 条 給料表の切替えは、令和 4 年 4 月 1 日に実施する。

第 2 章 給料表の切替え

(新旧の給料表の対応)

第 4 条 給料表の切替えは、別表第 1 の切替前給料表等の欄に掲げる給料表を、切替後給料表の欄に掲げる給料表に切り替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、切替前に適用されていた旧高専就業規則において給料表の適用を異にするものとされた異動を切替時に行った職員にあっては、旧高専就業規則において異動後の職に適用される給料表を切替前給料表とする。

(高専承継教職員の給料表の切替え)

第 5 条 切替えの日の前日に旧高専就業規則に定める内容を適用されていた高専承継教職員であって、切替後に一般職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する号給は、切替前と同一級内において、切替の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給(同じ額の

号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 前項の規定による切替えを行った場合に切替後の給料月額が切替前の給料月額を下回る者については、昇格又は昇給により切替後の給料月額が切替前の給料月額を上回るまでの間は、切替前の給料月額を支給する。

3 諸手当の算定には、前項の規定により保障する切替前の給料月額をもってあてる。

第5条の2 切替えの前日に(旧)高専就業規則に定める内容を適用されていた高専承継教職員であって、切替後に教育職給料表が適用されるものの切替後に適用する職務の級及び号給は、切替前と同一の級及び号給とする。

(高専区分教職員の給料表の切替え)

第5条の3 切替えの前日に旧高専就業規則に定める内容を適用されていた高専区分教職員であって、切替後に一般職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する号給は、採用の日から就業規則の本則の規定を適用されていたものとみなして、その時の初任給を基礎とし、採用の日から切替えの前日までの期間の業績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給とする。

第5条の4 第5条第2項及び第3項の規定は、前条の規定の適用を受けるものの切替えについて、準用する。

第5条の5 第5条の2の規定は、切替えの前日に旧高専就業規則に定める内容を適用されていた高専区分教職員であって、切替後に教育職給料表が適用されるものの切替えにおいて、準用する。

(切替時に昇格又は降格を伴う場合の切替え)

第6条 この規程の施行日に昇格又は降格する職員にあつては、切替前に昇格又は降格した場合の職務の級及び号給を切替前の職務の級及び号給とみなして切替えを行うものとする。

(切替前に適用されていた休職等の期間に係る昇給号給の調整)

第7条 切替え前に発令を受けた休職及び承認を受けた休業等(以下「休職等」という。)の事由により、昇給号給数の調整の対象となり、切替後に当該休職等から復職したときに所要の調整が行われるものにあつては、切替前の期間に係る調整は、旧高専給与規程及び附属する関係規程に定める調整を行い、切替後の期間に係る調整は、給与規程及び附属する関係規程に定める調整を行う。

第3章 平成31年4月1日以後に採用される職員に関する特則

(一般職給料表(1)が適用される職員に対する措置)

第8条 第5条の3の規定の適用を受ける者には、採用の日から給料表の切替えの前日までの期間に支給された給与の総支給額と、採用の日から給料表の切替えの前日までの期間について就業規則の本則の規定により計算した給与の総支給額との差額相当について、切替後に支給する最初の期末手当において所要の調整を行うことがある。

2 前項の調整については、理事長が別に定める。

第4章 雑則

(施行の細目)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規程422）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

切替前の内容を定める規程	切替前給料表等	切替後給料表
旧高専給与規程	一般職給料表	一般職給料表（1）
	教育職給料表	教育職給料表